

雇 労 第 1 4 8 2 号
令和3年(2021年)3月18日

関 係 各 位

北 海 道 経 済 部 長

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等への配慮について(依頼)
新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に様々な影響を及ぼす中、道内では、就業者の減少や離職者の増加など、厳しい雇用情勢が続いており、感染症が今後の雇用に与える影響について、より一層注意する必要があります。

このような中、北海道では、関係機関と連携して、別紙1、2のとおり、各種施策の周知とともに、労働関係法令等の遵守や、有期契約労働者・パートタイム労働者の方々をはじめとした雇用の維持、また、感染症拡大防止のためのテレワークや時差出勤の推進、さらには、感染した方などへの差別・偏見の防止、ワクチン接種を受けていない人への差別的な扱いの禁止などについて、道内経済5団体に対して要請したところです。

貴職・貴団体におかれましては、当該要請内容の趣旨をご理解いただき、従業員や傘下団体・会員企業等の皆様に、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

<添付資料>

・別紙1

道内経済5団体※あて要請書(写)

※北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道経済連合会

北海道中小企業団体中央会、北海道中小企業家同友会

・別紙2

新型コロナウイルス感染症に係る雇用関連の各種施策集

北海道経済部労働政策局雇用労政課

(担当) 労働企画係 笠行

Tel : 011-204-5353